

会 議 録

会 議 名	令和2年度第2回野田市都市計画審議会
議題及び議題 毎の公開又は 非公開の別	議案第1号 野田都市計画生産緑地地区の変更について (付議) (公開)
日 時	令和2年10月28日(水) 午前10時から午前10時44分まで
場 所	野田市役所高層棟8階大会議室
出席委員氏名	石井 武、遠藤 博一、小俣 悦子、古谷 文夫、石原 義雄、 邑樂 等、木名瀬 宣人、栗原 基起、西村 福也、星野 幸 治、山口 克己、相澤 忠利、岩見 洋一、戸辺 寛志、山崎 秀樹
欠席委員氏名	岩岡 竜夫
事務局等	鈴木 有(市長)、宮前 雅明(建設局長)、浅野 開作(都市 部長)、相澤 康範(課税課長)、富山 勝之(自然経済推進部 次長(兼)農政課長)、岩瀬 弘(土木部主幹)、後藤 諭(下 水道課工務係長)、染谷 隆徳(農業委員会事務局長)、渡邊 一雄(都市部次長(兼)都市計画課長)、相塚 恒雄(都市計画 課長補佐)、塚越 貴浩(都市計画課計画係長)、張替 亮(都 市計画課計画係主任主事)、栗林 俊希(都市計画課開発指導係 主事補)
傍 聴 者	無し
議 事	議事の概要は次のとおりである。 会長(石井) 10月28日午前10時開会を宣言し、出席のお礼 をした。 本会議開催に当たり欠席の連絡は入っていないことを報告 し、岩岡委員、邑樂委員が遅参する旨を報告した上で、今回の

	<p>審議会は委員の半数以上が出席しているので、会議が成立することを伝えた。</p> <p>本会議の傍聴希望者はいない旨を報告し、会議の途中で傍聴者がいた場合、この会議は原則公開であり、10人以内の傍聴を認める旨を報告した。</p> <p>事務局に会議の説明を求めた。</p> <p>都市計画課長補佐（相塚）本会議は「原則公開」であり、あらかじめ市報及びホームページで会議の公開についてお知らせしており、会議資料及び会議録は、本庁舎及びいちいのホールの行政資料コーナーに配架及びホームページに掲載、委員名簿はホームページに掲載している旨伝えた。</p> <p>会議録作成のため録音、また記録のため、写真を撮る旨を伝えた。</p> <p>会長（石井）市長に挨拶を求めた。</p> <p>市長（鈴木）挨拶及び出席に対するお礼を述べた。</p> <p>生産緑地地区の変更に関する付議案件1件の審議をお願いしたい旨を述べた。</p> <p>会長（石井）議案第1号 野田都市計画生産緑地地区の変更について事務局に説明を求めた。</p> <p>都市計画課長（渡邊）議案第1号 野田都市計画生産緑地地区の変更について説明した。</p> <p>会長（石井）議案第1号について質疑に入り、発言を求めた。</p> <p><質疑無しの声有り></p> <p>会長（石井）質問がないことを確認の上質疑を終了し、討論に入り意見を求めた。</p> <p><意見無しの声有り></p> <p>会長（石井）意見がないことを確認の上討論を終了し、採決に入り異議がないか尋ねた。</p> <p><多数の異議無しの声有り></p>
--	--

会長（石井）異議がないので原案のとおり決定する旨を述べ、答申書を作成するため、暫時休憩する旨述べた。

会長（石井）審議を再開し、議案第1号 野田都市計画生産緑地地区の変更について原案のとおり可決し、答申する旨述べた。

市長（鈴木）答申に対してお礼を述べた。

会長（石井）議事を終了し、市長が公務のため退席する旨伝え、事務局にその他①の項目について説明を求めた。

都市計画課長補佐（相塚）その他①特定生産緑地の指定に向けた現在の進捗について説明をした。

会長（石井）質疑を求めた。

<質問無しの声有り>

会長（石井）その他②の項目について説明を求めた。

都市計画課長補佐（相塚）その他②市街化調整区域における地区計画について説明をした。

会長（石井）質疑を求めた。

委員（山崎）市街化調整区域における地区計画運用基準について（1）共通基準①中の「原則」という言葉はどのような意味か、また野田市総合計画、野田市都市計画マスタープラン等の「等」とは具体的に何か質問した。

都市計画課長（渡邊）都市計画の提案制度そのものは、市街化調整区域における地区計画だけでなく、都市計画全般に亘って提案できる制度であり、地区計画の提案基準を作るに当たっては、原則は必ず守るべきことと考えており、総合計画や都市計画マスタープランに従ったこれらの計画の範囲内とするよう考えている。

ただ、都市計画全般に亘る提案を可能としている制度の中の一つなので、運用基準では、原則と表現している。

野田市総合計画、野田市都市計画マスタープラン等と書かれている「等」について、一つあるのは市街化調整区域の地区計

	<p>画は市街化調整区域内の農業関係の農用地を含まないという、そのような計画も踏まえての基準としている旨回答した。</p> <p>会長（石井） そのほか質疑を求めた。</p> <p>委員（戸辺） 運用基準の（１）共通基準⑤の項目を入れたら、全ての場所で、地区計画ができなくなってしまうのではないか。</p> <p>また、野田市は山林が多いが、火災が起きたときの防火、防林体制等は執られているか質問した。</p> <p>都市計画課長（渡邊） 土地利用方針図に示しているものは、⑤の項目を既に除いたものになっている。</p> <p>また、防火について地域森林計画対象民有林などは伐採、植林等の規制がかかる旨回答した。</p> <p>会長（石井） そのほか質疑を求めた。</p> <p>委員（岩見） 運用基準の（１）共通基準の中の⑤、キの項目について、災害の危険が大きいと想定される区域は除くとなっており、洪水ハザードマップの更新を行ったことに伴い野田市内ほとんどが浸水エリアになると思われるが、運用上はどのように扱うのか質問した。</p> <p>都市計画課長（渡邊） ハザードマップの計画最大規模が公表されたことに伴う開発行為に関する運用指針は、国で取りまとめていると聞いている。</p> <p>野田市も運用指針について対応を考えていかなければいけない。浸水エリア内に作ってはいけない施設等の指針を定めないといけないと考えていると回答した。</p> <p>会長（石井） そのほか質疑を求めた。</p> <p>委員（山崎） 提案があった瀬戸地区について、都市計画マスタープランの土地利用方針図では緑地となっているが、地区計画との整合性がとられているか質問した。</p> <p>都市計画課長（渡邊） 既に開発を許可している２つの事業を合わせて、地区計画を定めたいと提案があったものであり、開発を</p>
--	---

	<p>許可する段階で確認され問題ないとされている旨回答した。</p> <p>委員（山崎）地区計画運用基準（1）共通基準に明確に都市計画マスタープラン等の上位計画の土地利用方針と整合が図られているものとある。瀬戸地区の提案箇所は、明らかに都市計画マスタープランの土地利用方針図では緑地系に入っているが、この点について説明を求めた。</p> <p>都市計画課長（渡邊）都市計画マスタープランの土地利用方針図で主に利根川は全部緑に着色しているが、利根川・菅生沼近郊緑地保全区域と位置付けられている区域には該当していない旨回答した。</p> <p>会長（石井）そのほか質疑がないことを確認し、事務局に連絡事項があるか尋ねた。</p> <p>都市計画課長（渡邊）次回の審議会は令和3年2月17日水曜日午前10時を予定している旨述べた。</p> <p>会長（石井）閉会を宣言した。</p>
--	--